

障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業委託業務に係る 公募型プロポーザル方式実施要領

1 業務の目的

知立市では、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、本市における障がい者のための施策に関する基本的な計画である「障がい者計画『はっぴいぷらん』」と、障害福祉サービス、障害児通所支援及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び障害児通所給付並びに地域生活支援事業の円滑な実施に関する計画である「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体的に策定している。

現行計画である「第4期知立市障がい者計画『はっぴいぷらん』」及び「知立市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」が令和8年度で計画期間が満了するため、障がい者計画は6か年、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3か年を計画期間とする次期計画を策定する。

本事業を実施に当たり、事業者の企画力及び専門知識等を活用することで、より効果的かつ効率的に事業を遂行するため、事業者から提案された企画等を一定の基準で評価・選定する「公募型プロポーザル」を実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業委託業務

(2) 業務の内容

別紙「障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業委託業務仕様書」を参照すること。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

(4) 費用の上限

総額 7,975千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（内訳 令和7年度 4,642千円、令和8年度 3,333千円）

※上記金額は、単に業務規模を示すためのものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。なお、この額を超える提案は、提案内容にかかわらず無効とする。

3 参加資格要件

参加資格を有する事業者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）。

- (2) 令和7年6月上旬の契約締結時点までにおいて、知立市入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (3) 参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に、知立市入札参加者資格停止要領（平成20年4月1日施行）による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成23年11月1日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 過去10年間に地方自治体が発注した同種の業務の受注・完了実績があること。

4 プロポーザル参加意向の申出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の方法により参加意向を申し出ること。

(1) 受付期間

令和7年4月7日（月）～4月21日（月）午後5時 ※必着

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、(3)で示す内容を入力し、必要な資料を提出すること。

なお、(3)で示す提出書類は、圧縮ファイル及びパスワードを設定した上で提出することを可能とする。その際は、パスワードを15の問合せ先まで連絡すること。

専用フォームURL <https://logoform.jp/form/H73k/921886>



(3) 入力内容・提出書類

ア 入力内容

- ・事業者の所在地、名称及び代表者氏名
- ・担当者氏名、所属、役職、電話番号及びメールアドレス

イ 提出書類（様式は、市ホームページから取得すること）

- ・プロポーザル参加意向申出書（様式第1）
- ・会社概要書（参考様式第1）
- ・業務実績調書（参考様式第2）

(4) 参加資格要件の確認・通知

参加申込者が参加資格要件を満たす者であるかを確認した後は、参加資格の有無及び必要事項を提案資格確認結果通知書（様式第2）により、令和7年4月25日（金）

までに参加申込者全員へ郵送・電子メールで通知するものとする。

なお、結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

5 質問票の提出

本実施要領や仕様書等について不明な点がある場合は、次の方法により提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月16日（水）午後5時まで

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、必要事項（事業者の名称、担当者氏名、連絡先）及び質問内容を入力すること。

専用フォームURL <https://logoform.jp/form/H73k/921890>



(3) 回答方法

提出期限までに質問の提出があった場合は、質問者の名称等を伏せた上で、令和7年4月18日（金）までに随時回答を市ホームページへ掲載する。

6 企画提案書等の提出

4（4）により参加の資格があると認められた者は、次に記載する書類を提出すること。

(1) 受付期間

令和7年4月28日（月）～5月14日（水）午後5時 ※必着

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、必要事項の入力及び（3）で示す書類を提出すること。
なお、（3）で示す書類は、圧縮ファイル及びパスワードを設定した上で提出することを可能とする。その際は、パスワードを15の問合せ先まで連絡すること。

専用フォームURL <https://logoform.jp/form/H73k/921894>



(3) 提出書類

	提出書類の名称	様式	留意事項等
1	企画提案書	任意様式	仕様書に基づき、明瞭に記載すること。
2	工程表	任意様式	契約締結日（令和7年6月上旬を想定）から令和9年3月19日までの業務スケジュールを記載すること。

3	見積書	任意様式	業務内訳明細を記載し、一式計上はしないこと。
---	-----	------	------------------------

※提出書類に関する留意事項について

- ・ 提出書類は、企画提案書、工程表、見積書の順に作成すること。
- ・ 規格はA4版とする（A3版による折込頁の挿入は可）。書式やページ数は特に定め
ないが、文字の大きさ等、見やすさに留意すること。
- ・ 企画提案書の表紙には、タイトル（障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉
計画策定事業委託業務）及び事業者の名称を記載すること。
- ・ 略語や専門用語については、必要に応じて脚注を付すこと。

7 参加申込の失格・提案の無効

以下のいずれかに該当するときは、参加申込を失格し、又は企画提案を無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類に関して次のいずれかに該当するとき
 - ア 提出方法、提出先及び期限に適合しないとき
 - イ 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しないとき
 - ウ 虚偽の記載があるとき
- (3) 提案者が同一事項のプレゼンテーションに対して2つ以上の提案をしたとき
- (4) 提案者が他人の提案の代理をしたとき
- (5) 提案に対して談合等の不正行為があったとき
- (6) 見積書の金額、住所、氏名若しくは重要な文字の誤脱、識別し難い見積り又は金額を
訂正した見積りをしたとき
- (7) 2（4）に示す額を超える提案をしたとき
- (8) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき
- (9) 提案者に求められる義務を履行しなかったとき

8 企画提案書等の公開又は非公開の別

選定委員会により選定された事業者の企画提案書等の提出書類は公開の対象とし、選定されなかった事業者の企画提案書等の提出書類は非公開とする。ただし、知立市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングは、次のとおり実施する。

- (1) 日 時 令和7年5月21日（水）午前9時から午後5時まで
※各提案者の集合時間等、詳細は別途通知する。

- (2) 場 所 知立市役所 第9会議室（現業棟）
- (3) 出席者 主担当者は必ず出席すること。
- (4) 実施方法
 - ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出順とする。
 - ・1事業者あたり40分間（ヒアリングの時間を含む。）を持ち時間とし、次の時間配分で実施する。
 - 時間配分 準備（5分）、企画提案内容のプレゼンテーション（20分）、
 - ヒアリング（10分）、片付け（5分）
- (5) 当方で準備できる資材
 - ア 床置きスクリーン
 - イ プロジェクター
 - ウ HDMI ケーブル又はVGAケーブル
 - エ 会場の電源、コードリール
- (6) 留意事項
 - ・プレゼンテーション及びヒアリングへの回答は、主担当者又は実際に業務に従事する者が主で行うこと。
 - ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出済みの企画提案書等を基本とする。別途PowerPoint等で作成した資料を用いて説明することも可能とするが、提出済みの企画提案書等の内容に即して作成すること。HDMI又はVGA対応のPCを持参すること。なお、本市で準備する資材の不調等があった場合、本市は一切責任を負わないものとする。

10 審査方法

審査は、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた評価基準表に基づき、市が設置する選定委員会の委員が評価する。

- (1) 選定委員会の構成（5名）
 - 福祉子ども部長、福祉課長、福祉課障がい福祉係長、福祉課職員、知立市障害者基幹相談支援センター職員
- (2) 留意事項
 - ・各項目の配点の合計を1委員につき100点満点として採点し、各委員の採点数の合計（委員5名／500点満点）が最も高い評価点数を得た提案者を受託候補者として選定する。
 - ・委員の合計点数の合計が60%以上（300点以上）であることを最低基準とする。
 - ・最も高い評価点数を得た者が複数となった場合、選定委員会で協議の上、受託候補者を選定する。

11 審査結果及び結果の公表

(1) 審査結果

審査後、令和7年5月30日（金）までに、企画提案書の提出者全員にプロポーザル結果通知書により、郵送・電子メールにて通知するものとする。

(2) 結果の公表事項及び方法

本市ホームページにて、審査結果（受託候補事業者の名称及び点数）を公表する。なお、審査結果の詳細は公表しない。

(3) 評価基準及び配点基準

項 目	配 点
① 基本的な考え方	20点
ア 業務の理解度	(10)
イ 現状・課題の分析と展望	(10)
② 企画内容	25点
ア 計画策定の方針	(20)
イ 独創性	(5)
③ 作業内容	25点
ア 調査	(10)
イ 評価・構成	(15)
④ 業務遂行	15点
ア 作業工程	(5)
イ 作業体制	(5)
ウ 運営支援	(5)
⑤ 実績	10点
⑥ 見積価格	5点
計	100点

12 契約の締結

(1) 選定委員会が選定した受託候補者と協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で、地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約で締結する。

(2) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収して決定する。ただし、金額は、2（4）で示す額を超えることはできない。

(3) (1) の協議が不調に終わった場合は、審査結果において次点の者と再度協議を行い決定するものとする。

13 スケジュール

日 程	内 容	受付・通知方法等
令和7年4月7日(月)	実施要領、仕様書の公表	市ホームページ(市HP)
令和7年4月16日(水)	質問の受付期限	専用フォーム
令和7年4月18日(金)	質問への回答期限(随時)	市ホームページ(市HP)
令和7年4月21日(月)	参加意向申出書の提出期限	専用フォーム
令和7年4月25日(金)	提案資格確認結果の通知	郵送・電子メール
令和7年4月28日(月) ～ 5月14日(水)	企画提案書の受付期間	専用フォーム
令和7年5月21日(水)	プレゼンテーション	市役所第9会議室
令和7年5月30日(金)	審査結果の通知・公表	郵送・電子メール・市HP
令和7年6月上旬	随意契約の締結	

14 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に伴う一切の経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 選考結果に係る異議の申立ては受け付けない。
- (4) 理由を問わず、参加意向申出、質問、企画提案書等の提出期限の延長は行わない。
- (5) 参加資格要件を満たした事業者が1社の場合であっても選定委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その事業者を契約候補者に決定する。
- (6) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。
- (7) (6)の場合も含め、参加意向申出書提出後に辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (8) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。

15 問合せ・提出先

担 当 部 署 知立市 福祉子ども部 福祉課 障がい福祉係
所 在 地 〒472-8666 知立市広見三丁目1番地(1階・5番窓口)
電 話 0566-95-0118(直通)
メールアドレス fukusi@city.chiryu.lg.jp